

第 11 回実務修習・テキスト 正誤表

不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト

誤	正
<p>P. 22 (3)② 2 行目</p> <p>立入検査（一般検査）は、原則として、年 1 回 1 ヶ月程度の期間を設けて実施することとし、国土交通省は「立入検査実施要領（仮称）」を作成し、都道府県に通知するとともに、必要に応じて検査対象の鑑定業者にも周知する。</p>	<p>立入検査（一般検査）は、原則として、年 1 回 1 ヶ月程度の期間を設けて実施することとし、国土交通省は「立入検査実施要綱」を作成し、都道府県に通知するとともに、必要に応じて検査対象の鑑定業者にも周知する。</p>
<p>P. 48 (6) 3 行目</p> <p>被請求者及び予め届けのあった<u>弁護士</u>からの陳述、弁論を聴き、処分の要否、種類について議決し、その結果を会長に書面をもって報告する（懲戒規程第 35 条、第 36 条～第 38 条）。</p>	<p>被請求者及び予め届けのあった<u>補佐人</u>からの陳述、弁論を聴き、処分の要否、種類について議決し、その結果を会長に書面をもって報告する（懲戒規程第 35 条、第 36 条～第 38 条）。</p>
<p>P. 58 【取組みのイメージ】左下の枠内</p> <p>○ 国土交通省への法第 45 条検査の要請 ○ 綱紀委員会への調査要請（会長）</p>	<p>○ 国土交通省への法第 45 条検査の要請 ○ 綱紀・懲戒委員会への調査要請（会長）</p>
<p>P. 65 5. タイトル</p> <p>5. 本会非会員への懲戒処分、不動産鑑定士の登録消除（平成 27 年 9 月）</p>	<p>5. 本会非会員への懲戒処分、不動産鑑定士の登録消除<u>事案</u>（平成 27 年 9 月）</p>
<p>P. 204 【計算例 2】</p> <p>③ 取替が必要な部分<u>以外</u>の減価額：15</p>	<p>③ 取替が必要な部分<u>以外</u>の減価額：15</p>

誤	正
<p>P. 367 (3)</p> <p>青色申告法人の欠損金は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額は 10 年間繰越すことができ、その後の事業年度の所得計算上、損金の額に算入することができる。</p>	<p>青色申告法人の欠損金は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額は 10 年間繰越すことができ、その後の事業年度の所得計算上、損金の額に算入することができる。</p>

指導要領テキスト

誤	正
<p>P. 264 ② b. 最終行</p> <p>1, 200, 000 円 <u>×</u> ÷ 12 ヶ月 = 100, 000 円</p>	<p>1, 200, 000 円 × ÷ 12 ヶ月 = 100, 000 円</p>